

子ども食堂等福祉目的の食事提供事業に関する取扱要領

(目的)

第1 この要領は、子ども食堂等福祉目的の食事提供事業に関して必要な事項を定め、当該事業の実態を把握し、必要に応じて食品衛生上の指導及び助言を行うことにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において「子ども食堂等福祉目的の食事提供事業」とは、無償又は実費（調理コストを含む）以外の対価を徴収せず、反復継続して福祉目的の食事提供サービスを行う、次に掲げる事業とする（いわゆる集団給食として行われる行為を除く。）。

（1） 地方自治体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体等が、公共施設、社会福祉施設、個人の住宅等の調理施設を活用して、地域の子ども、高齢者その他要支援・要介護者等を対象に実施する事業（厚生労働省所管の地域支援事業、県補助事業及び単独事業として市町村が直接又は社会福祉協議会等に事業を委託し、若しくは補助して実施するものを含む。）。

例) 子ども食堂、高齢者向け会食・配食サービス、調理を伴う認知症カフェ等

（2） 前号に掲げるものの他、ボランティア行為であって、事業形態等から本要領により取扱うことが適當と知事が認めるもの。

2 前項の規定にかかわらず、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に基づく営業許可又は第68条第3項で準用する第57条第1項に基づく届出が必要な事業については、対象から除くものとする。

3 この要領において「施設」とは、事業のために使用する調理及び食事を提供する場所をいう。

4 この要領において「実施者」とは、事業を実施する国、地方自治体、各種法人及び個人をいう。

5 この要領において「運営管理責任者」とは、事業の運営管理を行う責任者をいう。

6 この要領において「衛生管理責任者」とは、施設の食品衛生管理を行う責任者をいう。

(実施事項)

第3 子ども食堂等福祉目的の食事提供事業の実施者は、次に掲げる事項について行うものとする。

（1） 運営管理責任者及び衛生管理責任者を定め、衛生管理責任者に取扱う食品の衛生管理及び従事者の衛生指導に当たらせること。

（2） 事業の開始後30日以内に、下記の事項について子ども食堂等福祉目的の食事提供事業開始届（様式第1号）により、施設の所在地を管轄する保健所長（以下「管轄保健所長」という。）に提出すること。

イ 実施者の住所、氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

ロ 施設の名称、施設の所在地、事業の種類、実施形態の別

ハ 運営管理責任者氏名・役職

ニ 衛生管理責任者氏名

ホ 提供開始年月日

- ヘ 提供の方法、提供対象者の概要、1回当たりの提供食数、提供頻度
 - ト 配送方法（宅配等の場合）
 - チ 施設の平面図
 - リ その他保健所長が必要と認める事項
- (3) 前項で届け出た事項に変更が生じたときは、様式第2号による変更届を管轄保健所長に届け出ること。また、事業を廃止したときは、様式第3号による廃止届を管轄保健所長に届け出ること。
- (4) 「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」（平成30年6月28日付け子発0628第4号、社援発0628第1号、障発0628第2号、老発0628第3号）別添8（以下「別添8」という。）に基づき適切に衛生管理を行うこと。
- (5) 従事者の健康状態の把握に努めること（例えば下痢、嘔吐、発熱等の症状の有無等の健康チェックや検便の実施等）。
- (6) 従事者が食中毒の原因となる疾患又は感染するおそれのある疾患に罹患し、又はその疑いがある場合は、直接食品に接触する業務に従事させないこと。
- (7) 提供した食事が原因と疑われる食中毒（様）が発生した場合は、直ちに管轄保健所長に連絡し、その指示に従うものとする。

（指導方針）

第4 保健所長が行う子ども食堂等福祉目的の食事提供事業に対する指導及び助言は、別添8に基づき実施することを原則とするが、その他必要に応じて「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成9年6月30日付け衛食第201号）及びその他食品衛生法に基づく通知等に準じて実施するものとする。

2 前項の指導及び助言にあたっては、当該施設の規模や提供食数を勘案して行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際に現に第3第1項第2号の規定による届出を行うべき事業を実施している者は、同号の規定にかかわらず、施行日から起算して6ヶ月を経過する日までに、同号の規定による届出を行うものとする。

(様式第1号)

年 月 日

○○保健所長 殿

実施者住所

実施者氏名

法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名

電話番号： FAX 番号：
電子メールアドレス：

子ども食堂等福祉目的の食事提供事業開始届

子ども食堂等福祉目的の食事提供事業を開始したので、子ども食堂等福祉目的の食事提供事業に関する取扱要領第3第1項第2号の規定により下記のとおり届け出ます。

記

施設の名称	
施設の所在地	電話番号： FAX 番号： 電子メールアドレス：
事業の種類	子ども食堂・高齢者向け会食／配食サービス 調理を伴う認知症カフェ その他（ ）
実施形態の別	直営方式・委託方式（委託先： ） その他（ ）
運営管理責任者氏名・役職	
衛生管理責任者氏名	

提 供 開 始 年 月 日	年 月 日
提 供 の 方 法	会食・配食・会食／配食併用 ※配食の場合の地域()
提 供 対 象 者 の 概 要	困難を抱える子ども・地域の子ども・地域住民・地域の高齢者 生活困窮世帯・ その他()
1 回あたりの提供食数	通常()食・最小()食・最大()食
提 供 頻 度	毎日・毎週回(曜日)・毎月回() その他()
配 送 方 法 (宅配等の場合)	
施 設 の 平 面 図	別添のとおり
備 考	(福祉目的の食事提供事業名)

(注意) 実施形態の別における「委託先」は、実施者が食事提供事業を他の者に委託する場合において記載する。

備考における「福祉目的の食事提供事業名」については、要領第2第1項第1号に該当する場合は事業名を記載する。

(様式第2号)

年 月 日

○○保健所長 殿

実施者住所

実施者氏名

法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名

電話番号： FAX 番号：
電子メールアドレス：

子ども食堂等福祉目的の食事提供事業変更届

年 月 付けで届け出た子ども食堂等福祉目的の食事提供事業について、下記事項を
変更したので子ども食堂等福祉目的の食事提供事業に関する取扱要領第3第1項第3号の規定によ
り届け出ます。

記

1 施設の名称等

施設の名称	
施設の所在地	電話番号： FAX 番号： 電子メールアドレス：

2 変更内容

変更事項	
新	
旧	

3 変更年月日

年 月 日

(様式第3号)

年 月 日

○○保健所長 殿

実施者住所

実施者氏名

法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名

電話番号： FAX 番号：
電子メールアドレス：

子ども食堂等福祉目的の食事提供事業廃止届

年 月 付けで届け出た子ども食堂等福祉目的の食事提供事業を廃止したので、子ども食堂等福祉目的の食事提供事業に関する取扱要領第3第1項第3号の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称等

施設の名称	
施設の所在地	

2 廃止年月日

年 月 日